

科学技術イノベーション総合戦略 2017（平成 29 年 6 月 2 日閣議決定・抜粋）

第1章 重点事項

(2) 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の着実な実行

① 予算編成プロセス改革アクション

「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、平成 30 年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」（以下「推進費」という。）については、これまでに、総合科学技術・イノベーション会議の下に設置された「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会」において、推進費を用いて、各府省の実施する施策を誘導する研究開発投資ターゲット領域（以下「ターゲット領域」という。）の検討を進め、平成 30 年度に設定することを前提に準備を進める 3 領域¹及び平成 31 年度以降に設定することが望ましい 10 領域²を選定したところである。

今後、各府省から当該 3 領域に関連する施策の提案を受け、総合科学技術・イノベーション会議が産業界と評価した上で推進費の対象施策を決定するとともに、当該対象施策については、予算編成過程において適切な予算措置が講じられるよう経済財政諮問会議、財務省等と連携する。

なお、「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」（平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議）のとおり、S I P 事業と二本立ての施策として相乗効果が発揮できるよう、推進費については適切な規模の予算を確保するよう努めることとする（S I P 事業を継続・発展させつつ財源を確保することを想定。その際、関連施策の見直しを進めるとともに、社会実装に向けた民間投資の拡大も推進。）。

(3) 「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」の着実な実行

(1) 及び (2) を実現していくための取組として、総合科学技術・イノベーション会議は、平成 29 年 4 月に「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」を決定した。

同決定を踏まえ、今後、総合科学技術・イノベーション会議として、各府省の概算要求のうち新たに科学技術イノベーション関連事業として登録がなされたもの（既存の事業に科学技術イノベーションの要素を導入することにより、Society 5.0 の実現を目指すものも含む。）の中から Society 5.0 実現等に向け科学技術イノベーションに資することが見込まれるものを特定するとともに、それらの施策について予算編成過程において重点が置かれるよう財務省と連携する。

これにより、科学技術基本計画に定められた「政府研究開発投資の目標（対 GDP 比 1%）」³を目

¹ 革新的サイバー空間基盤技術（A I / I o T / データベース）、革新的フィジカル空間基盤技術（センサ/アクチュエータ/処理デバイス/ロボティクス/光・量子）、革新的建設・インフラ維持管理技術/革新的防災・減災技術

² 革新的データベース構築・利活用技術（System of Systems）、革新的 I C T プラットフォーム技術（サイバーセキュリティ/ネットワーク/プロセッシング）、革新的自動車交通技術/革新的三次元地図情報活用技術、革新的ものづくり技術、革新的食料生産流通技術、革新的介護・くらし支援技術、革新的医療・創薬技術、革新的バイオ産業基盤技術、革新的素材/革新的材料開発技術

³ 科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）（抄）

政府研究開発投資について、（中略）「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。

指し、所要の規模⁴の予算が確保されるよう努める。

なお、産業界が本取組を受け、民間企業の研究開発投資の対GDP比3%を目指し増額の努力を政府と歩調を合わせて行うことと表明したことは、官民が共に科学技術イノベーションの創出に向けた取組を強化し、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする姿勢を改めて国内外に示したものであり、政府として、これを歓迎する。

第6章 科学技術イノベーションの推進機能の強化

[A] 基本的認識

科学技術イノベーション活動の主要な実行主体である大学及び国研の組織基盤の改革と機能強化を進め、基盤的経費の確実な措置、財源の多様化などによる財政基盤の強化を行い、「イノベーション・ナショナルシステム」の取組を更に深化させていくことは重要である。また、国内外に向けて科学技術イノベーション政策を一体的かつ戦略的に推進する体制を強化することで、政策の実行力を高めていくことも不可欠である。特に、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化を図ることにより、科学技術イノベーションをオールジャパンで推進していくための牽引力を高めていく必要がある。

このため、第5期基本計画の進捗及び成果の状況を把握し、政策のPDCAサイクルに反映するとともに、科学技術イノベーション政策の全体像を把握した上で、限られた資源を必要な分野・施策に適切に配分するため、本総合戦略等を最大限活用することが求められる。

第5期基本計画及び本総合戦略を着実に実行し、科学技術における国際的な地位を維持・向上させるためには、研究開発投資を確保することが必要である。研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資について対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第5期基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。

[B] 重きを置くべき課題

Society 5.0の実現を始めとする科学技術イノベーションの推進こそが平成32年度頃に600兆円経済を実現する成長戦略の鍵であることから、政府として、Society 5.0の実現に向けて努力するとともに、その実現に資する政府研究開発投資を拡充し、それにより誘発される研究開発投資と合わせ、官民研究開発投資を拡大していくことが必要不可欠である。

⁴ 「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」（平成29年4月21日総合科学技術・イノベーション会議）（参考1）
一定の前提を置いた場合の内閣府試算

平成32年度におけるGDP：600兆円×1%＝6兆円（当初予算、補正予算、地方公共団体分）
うち、当初4.4兆円　補正：1.1兆円（過去10年最大）
地方：0.5兆円（平成29年度同水準）

平成29年度における科学技術関係予算　当初3.5兆円

0.9兆円の差

[C] 重きを置くべき取組

① 政府研究開発投資の拡大に向けた取組

- ・平成 29 年 4 月に決定した「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」を踏まえ、今後、総合科学技術・イノベーション会議として、各府省の概算要求のうち、新たに科学技術イノベーション関連事業として登録がなされたもの（既存の事業に科学技術イノベーションの要素を導入することにより、Society 5.0 の実現を目指すものも含む。）の中から Society 5.0 の実現等に向け科学技術イノベーションに資することが見込まれるものを特定するとともに、それらの施策について予算編成過程において重点が置かれるよう財務省と連携する。これにより、科学技術基本計画に定められた「政府研究開発投資の目標（対 GDP 比 1%）」⁵を目指し、所要の規模の予算が確保されるよう努める。 【内閣府、関係府省】

⑦ 実効性ある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化

- ・総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能の強化に向け、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、平成 30 年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、民間の研究開発投資誘発効果の高いターゲット領域への各府省施策の誘導、産業界からの評価の高い S I P 型マネジメントの各府省施策への展開、ステージ評価の導入を図る「官民研究開発投資拡大プログラム」を創設するための準備を着実に進める。 【内閣府】

⁵ 科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）（抄）
政府研究開発投資について、（中略）「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の 1% にすることを旨とする。

未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定・抜粋）

第1 ポイント

Ⅱ - (A) - 3 イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

目指すべき社会像

資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・国立研究開発法人を中核として、企業や投資家など産業界も巻き込み、社会全体で優れた研究開発やベンチャーが自発的・連続的に創出され、イノベーションの果実を次のイノベーションの種に投資（2020 年度までに研究開発投資対 GDP 比 4%以上）していく好循環が実現。

実現のために必要となる主要項目

我が国が強い分野を支える拠点・人材への集中投資

（主な取組）

- ・政府の研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1%にすることを旨とするとともに、来年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、研究開発投資誘発効果の高い領域へ各府省施策の誘導等を行う。

第2 具体的施策

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。

⇒2015 年度：3.56%

（2）新たに講ずべき具体的施策

このため、研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の 1%にすることを旨とする。期間中の GDP の名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。

ii) 我が国が強い分野への重点投資

- ・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」（平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1%にすることを旨とする。また「科学技術イノベー

「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による民間研究開発投資の誘発等によって、民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3% にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4% 以上とすることを目標とする。

- ・「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、来年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、民間の研究開発投資誘発効果の高いターゲット領域への各府省施策の誘導等を行う。

経済財政運営と改革の基本方針 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定・抜粋）

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

2. 成長戦略の加速等

（3）投資の促進

①イノベーションの推進

「第 5 期科学技術基本計画」⁶に基づき、官民を挙げて研究開発等を推進するとともに、基礎科学力・基盤技術の強化、企業・大学・国立研究開発法人等におけるオープンイノベーションの推進や機能強化を図る。民間研究開発投資誘発効果の高い領域へ各省施策を誘導するため、2018 年度（平成 30 年度）に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、「官民研究開発投資拡大プログラム」を創設するための準備を着実に進める。本年 4 月に総合科学技術・イノベーション会議において、「Society5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」を決定し、これに呼応する形で民間企業が研究開発投資対 GDP 比 3% を目指すことを表明したことを踏まえ、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1% にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努める。期間中の GDP の名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第 5 期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。また、人工知能技術戦略の実現、海外の知見も活用した人材育成等のサイバーセキュリティ対策、知的財産戦略の推進、先端技術の国際標準化等に官民挙げて取り組む。

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

（4）文教・科学技術

「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」も踏まえ、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化に向け、2018 年度（平成 30 年度）に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費（仮称）」により、「官民研究開発投資拡大プログラム」を創設するための準備を着実に進める。また、国立大学に対する評価性資産の寄附の促進策の検討や、国立研究開発法人の出資業務の更なる活用の在り方など制度的・法的基盤の構築の検討に取り組む。これらの取組を通じて、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1% にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、2025 年（平成 37 年）までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指し、これらにより官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4% 以上とすることを目標とする。

⁶ 「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）